

## 長岡市・川口町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・川口町合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、長岡市・川口町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の会長及び委員の報酬の額は、日額9,100円とする。ただし、地方公共団体の長、副市長その他の常勤職員である者（以下「地方公共団体の長等」という。）については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために長岡市及び川口町以外の区域に旅行したときは、長岡市の例により、費用弁償として旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月29日から施行する。